67 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【令和7年度予算概算決定額 300(300)百万円】

く対策のポイント>

火山活動による降灰被害を受ける地域において、農作物への被害を防除・最小化するために必要な施設等を支援します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積(約21万ha [令和7年度まで])

く事業の内容>

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する**防災営農施設整備計画**の対象地域において、以下の支援を 実施します。

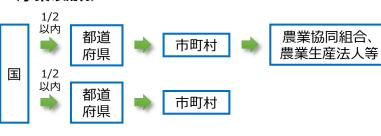
1. 施設整備等

降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施 設整備等を支援します。

2. 関連整備等

1に関連する一体的な整備等を支援します。

<事業の流れ>



く事業イメージン



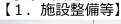
農作物への降灰(茶、露地野菜等)







<事業の実施>



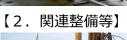




・乗用型洗浄用機械施設により、農作物に付着した 火山灰を洗浄し、収量及び商品性の低下を防止します。



・工場の据置型の洗浄 用機械施設により、 農作物に付着した火山 灰を洗浄し、商品性の 低下を防止します。





・農作物の洗浄のための用水を供給する施設により、 洗浄効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します。

洗浄された農作物





